

土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害の種類には、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」「土石流」「地すべり」の三つの現象があります。これらが発生するおそれのある区域は、土砂災害防止法に基づき「土砂災害（特別）警戒区域」として東京都が指定しています。

なお、世田谷区の指定箇所は、全て「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」のおそれがある区域として指定されています。

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。雨水が地面にしみ込んだことや地震の揺れによって起こることがあります。

一気に大量の土砂が崩れ落ちるため、前兆現象に注意し、がけ崩れが発生する前に避難するように心がけてください。

◆がけ崩れの前兆現象

- ・ がけから水が湧き出る
湧き水が濁る
- ・ がけにひび割れができる
- ・ 地鳴りがする
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる



土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

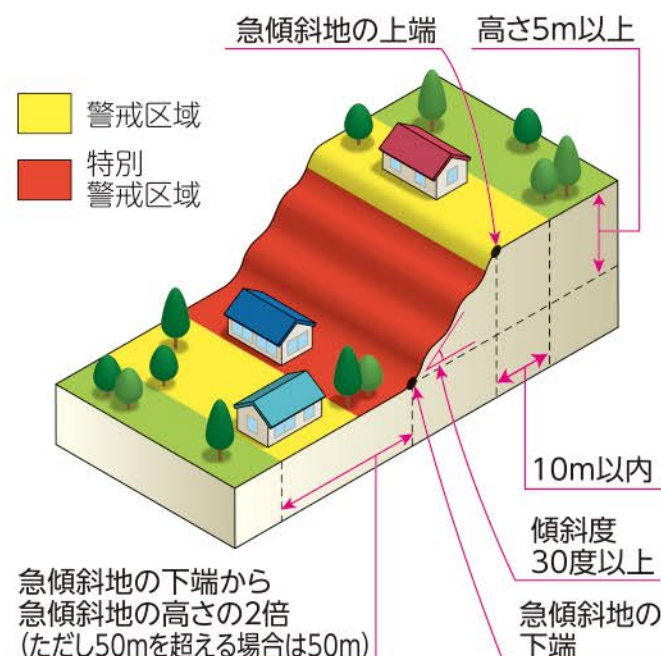
がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆がけ崩れでの指定範囲

- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



レッドゾーンは、高さ・斜度・土質等から計算で決定

避難情報等の入手

大雨により気象庁が土砂災害に関する防災気象情報を発表した場合など、土砂災害の危険が高まった場合に、区から土砂災害警戒区域等に避難情報を発令します。

避難に関する情報について

警戒レベル	とるべき行動	避難情報	気象庁が発表
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	レベル5 土砂災害特別警報 ※警戒レベル5相当
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	レベル4 土砂災害危険警報 ※警戒レベル4相当
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	レベル3 土砂災害警報 ※警戒レベル3相当
2	自らの避難行動を確認	—	レベル2 土砂災害注意報 ※警戒レベル2
1	災害への心構えを高める	—	早期注意情報（警報級の可能性） ※警戒レベル1

土砂災害においては水平避難（立ち退き避難）が原則です！

ただし、浸水などで避難場所への移動が困難な時は、近くの頑丈な建物の2階以上や、家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に移動しましょう。

情報収集方法

土砂災害から身を守るためには、正確な情報収集が大切です。大雨や地震など、周囲の状況が普段と異なるときは、情報を確認しましょう。情報収集については、世田谷区のホームページ「災害時の情報収集方法（風水害編）」でも、ご案内しています。

